

独立行政法人住宅金融支援機構法施行令及び金融商品の販売等に関する法律施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文 目次

○ 独立行政法人住宅金融支援機構法施行令（平成十九年政令第三十号）（抄）（第一条関係）	1
○ 金融商品の販売等に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十四号）（抄）（第二条関係）	2

改正案	現行
<p>（業務の委託の範囲等）</p> <p>第七条 法第十六条第一項の政令で定める業務は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める業務及びこれらに附帯する業務とする。</p> <p>一 法第十六条第一項第一号に掲げる者 次に掲げる業務</p> <p>イ・ロ （略）</p> <p>ハ 法第十三条第一項第五号から第九号まで並びに第二項第一号、第二号、第四号及び第五号の業務（貸付けの決定及び第三号に定める業務を除く。）</p> <p>ニ （略）</p> <p>二〇四 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（業務の委託の範囲等）</p> <p>第七条 法第十六条第一項の政令で定める業務は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める業務及びこれらに附帯する業務とする。</p> <p>一 法第十六条第一項第一号に掲げる者 次に掲げる業務</p> <p>イ・ロ （略）</p> <p>ハ 法第十三条第一項第五号から第九号まで及び第二項第一号から第三号までの業務（貸付けの決定及び第三号に定める業務を除く。）</p> <p>ニ （略）</p> <p>二〇四 （略）</p> <p>2 （略）</p>

○金融商品の販売等に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十四号）（抄）（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（保険又は共済に係る契約）</p> <p>第三条 法第二条第一項第四号に規定する政令で定める契約は、次に掲げる法律の規定により締結される保険又は共済に係る契約に該当しない保険又は共済に係る契約とする。</p> <p>一〇八（略）</p> <p>九 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）</p> <p>十〇二十七（略）</p> <p>二十八 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成十九年法律第百十二号）</p>	<p>（保険又は共済に係る契約）</p> <p>第三条 法第二条第一項第四号に規定する政令で定める契約は、次に掲げる法律の規定により締結される保険又は共済に係る契約に該当しない保険又は共済に係る契約とする。</p> <p>一〇八（略）</p> <p>九 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号。同法第百三十条の二第一項、第百三十六条の三第一項第二号（同法第百六十四条第三項において準用する場合を含む。）及び第百五十九条の二第一項を除く。）</p> <p>十〇二十七（略）</p> <p>（新設）</p>